人権(Human Rights)の国際標準を、法的拘束力のある条約として定めたのが1966年第21回国連総会で採択された『自由権規約』である。締約国は、遵守義務を負うと同時に、定期的に国内の人権実現状況を国連に報告して審査を受けなければならない。

日本は1979年に批准して、今回で7回目の審査になるが、それに先立ち30項目の事前質問(List of Issues)が、自由権規約委員会から日本政府に示された。(2017年11月24日)

国連から都教委に突きつけられた質問の経験は自体がは、自体は対象

「日の丸・君が代」強制問題に関連する事前質問は二つ。初めて10.23通達が取り上げられた。

- 23 前回の総括所見 (パラグラフ22) に関連して、「公共の福祉」というあいまいで 無制限な概念を明確化し、自由権規約18条および19条それぞれの第3項が許容す る限定的な制約を超えて、思想、良心、および宗教の自由、または表現の自由への 権利を制約することがない事を確保するために講じられた対策について、ご報告 願いたい。
- **26** 2003年に東京都教育委員会によって発出された10.23通達を教員や生徒に対して実施するためにとられた措置の自由権規約との適合性に関して、儀式において生徒を起立させるために物理的な力が用いられており、また教員に対しては経済的制裁が加えられているという申し立てを含めて、ご説明願いたい。

(東京・教育の自由裁判をすすめる会 国際人権プロジェクトチーム仮訳 下線は引用者)

<パラグラフ23>では、人権制約概念としての「公共の福祉」に、具体的改善策が求められている。

日本政府は「公共の福祉」概念による自由権の制約に関して、過去4回連続して自由権規約委員会から「懸念」を示されてきた。前回第6回審査では適用例として「板橋高校卒業式事件」を引用したものの、委員会の理解を全く得られていない。

<パラグラフ26>では、「10.23通達」の自由権規約適合性が問われている。

学校行事等で「日の丸・君が代」への起立斉唱を強制している「10.23通達」が、規約18条が保障する「思想・良心・宗教の自由」の侵害になっていないか、都教委と国は説明を求められている。

日本政府はこれらの質問について、勧告から1年以上経過した今も、未回答である。

都教委・政府は、東京の学校に国際標準の人権を保障せよ!

東京・教育の自由裁判をすすめる会 国際人権プロジェクトチーム

〒102-0071 千代田区富士見1-7-8 第五日東ビル501号室 メール: kyouseihantai@yahoo.co.jp